

∥ check! ∥



確定申告・市県民税の 申告の準備はお早めに

今年も所得税の確定申告、市県民税の申告時期が近づいてきました。お早めの準備をお願いします。申告者のマイナンバーを確認できるものもお忘れなくお願いします。

〒 (市県民税申告のこと) 市民税課 (☎ 23-5114、FAX 23-5397)

(確定申告のこと) 国税相談専用ダイヤル (☎ 0570-00-5901)

米子税務署 (☎ 32-4121)

申告場所・申告期間(土・日・祝を除く)

▶米子コンベンションセンター(2階国際会議室)

2月17日(月)～3月17日(月) 午前9時～午後4時

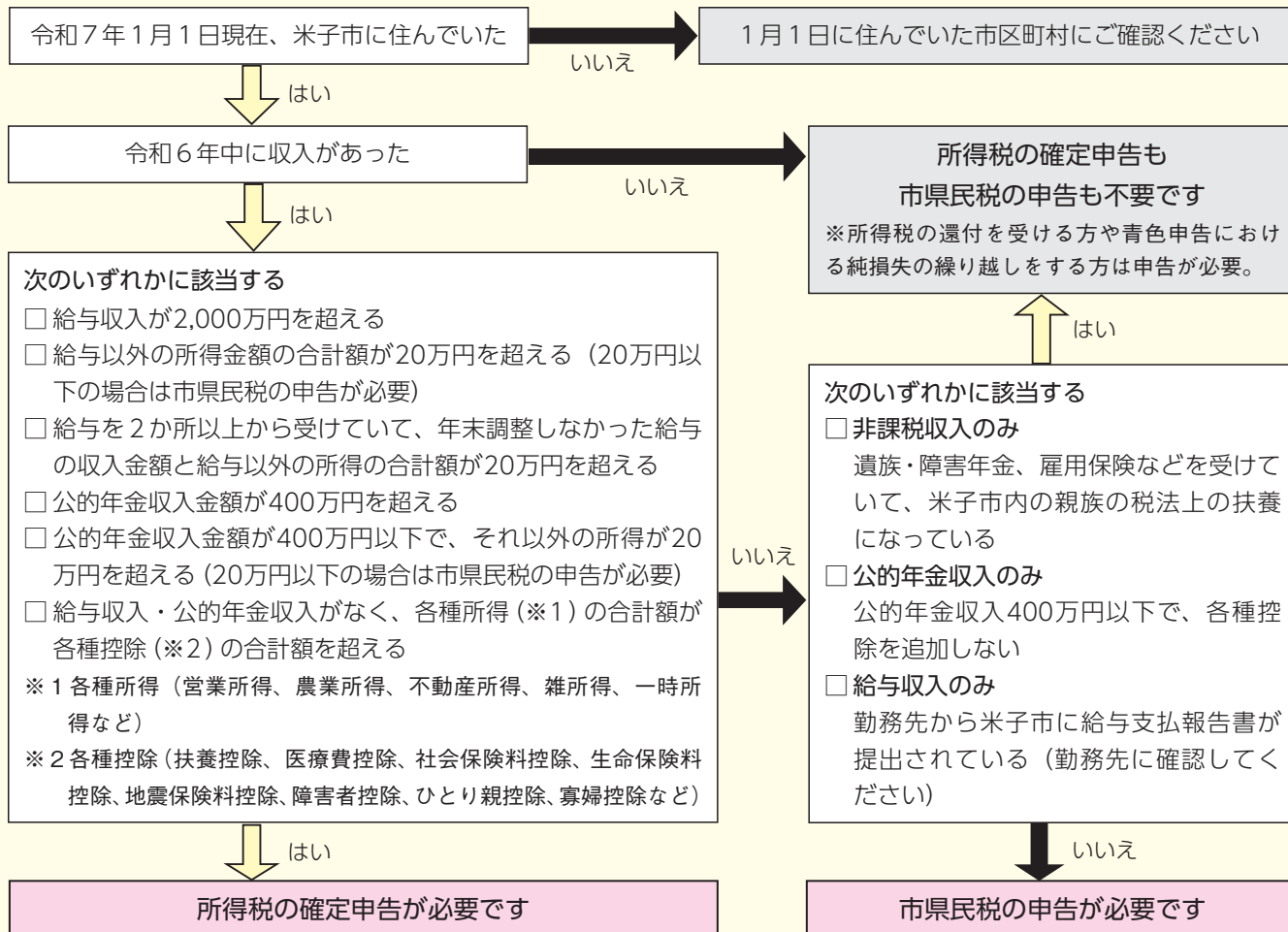
▶淀江支所(2階大会議室) 午前9時～11時、午後1時～4時

◇淀江地区の皆さん 1月27日(月)～1月31日(金)

◇大和・宇田川地区の皆さん 2月3日(月)～2月7日(金)

チェック!あなたは申告が必要?

※一般的なものを中心に表を作成しています。申告の要・不要について、くわしくは国税庁ホームページも参考にしてください。



申告相談に必要な主なもの

- ☐ 昨年の申告書の控え
- ☐ スマートフォン（お持ちの方）、マイナンバーカード、マイナンバーカードのパスワード2つ（①利用者証明用電子証明書のパスワード・数字4桁、②署名用電子証明書のパスワード・英数字6～16文字）
※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、運転免許証などの本人確認書類と、通知カードなどのマイナンバーがわかる書類
- ☐ 収入などを明らかにできるもの（給与・年金等の源泉徴収票、収支内訳書または青色申告決算書、個人年金・講演料・生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金などの金額がわかるものなど）
- ☐ 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の支払った額がわかるもの（納付済額確認書など）
- ☐ 国民年金保険料の控除証明書
- ☐ 生命保険料・地震保険料の控除証明書
- ☐ 【医療費控除を受ける方】医療費控除の明細書、医療費通知など
※「医療費の領収書」の添付では、医療費控除を受けることができません。医療費の領収書に基づいて必要事項を記載した「医療費控除の明細書」が必要です。
- ☐ 【寄附金（税額）控除を受ける方】寄附金の領収書、証明書など
- ☐ 【雑損控除を受ける方】災害を受けた資産の明細書、り災証明書、工事費の見積書・領収書など
- ☐ 【障害者控除を受ける方】身体障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書など
- ☐ 還付される税金を振り込む口座番号がわかるもの
- ☐ 税務署や市役所から申告についての案内が届いた方は、その案内文書

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の控除について

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料は社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

各種保険料を年金天引きではなく、納付書や口座引き落としでお支払いの方は、保険料の社会保険料控除を受ける場合、申告が必要になります。なお、申告には領収書や納付済額確認書など、支払った保険料の額がわかるものが必要です。

納付済額確認書は市役所で交付します。納付済額確認書の交付を事前に申し込まれた方には、令和7年1月末までに納付義務者宛てに郵送します。1月末までに届かなかった方や、これまでに確認書を交付されていない方はお問い合わせください。また、納付済額の電話回答はしませんので、ご了承ください。

問【国民健康保険料・後期高齢者医療保険料】収納推進課（☎ 23-5161）、【介護保険料】長寿社会課（☎ 23-5131）

申告相談についてお願い

- ▶ **米子コンベンションセンターでの確定申告について**
所得税の確定申告は、原則として、ご自身のスマートフォンを利用して確定申告書などを作成していただけます。所得税の確定申告をされる方は、会場に入場できる時間帯が指定された入場整理券が必要です。入場整理券は、①LINEアプリの「国税庁公式アカウント」から事前発行（相談日の10日前から2日前まで）、または②申告相談会場で当日配布します。（配布枚数には限りがあります）

※会場内に市県民税申告コーナーがあります。（確定申告と入口は別）

国税庁公式 LINE 友だち追加▶



- ▶ **淀江支所での申告相談について**

午前中の受付は、受付番号40番の方までになります。また、待ち時間を短縮するために、農業所得等の収支内訳書の作成と医療費の集計（個人ごと、医療機関・薬局ごと）を事前に済ませてからお越しください。

- ▶ **淀江支所での確定申告について**

所得税の確定申告をされる方のうち、①土地、建物、株式等の売却など、分離課税の対象となる場合 ②家屋の新築や購入または増改築をさせて住宅借入金等特別控除の対象となる場合 ③雑損控除 ④青色申告 に該当する場合は、淀江支所の申告相談では十分な対応ができない可能性がありますので、米子コンベンションセンターでの申告相談をお願いします。

※令和5年分確定申告から上場株式等の配当所得や譲渡所得等の課税方式が統一されました。所得税の確定申告で申告した内容がそのまま市県民税でも採用されます。申告した場合、扶養（配偶者）控除・非課税判定等の課税上の判定や保険料等料金の算定、各種自治体行政サービスに影響する場合がありますのでご注意ください。

※国税庁・国税局・税務署は、令和7年1月から、申告書などの控えに収受日付印の押なつを行わないことになりました。

確定申告書の作成・提出は e-Tax（電子申告）または郵送で！

確定申告には、ご自宅からパソコン・スマートフォンでご利用いただける国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」（<https://www.keisan.nta.go.jp>）が大変便利です。多くの方が訪れる確定申告会場に向かなくても、マイナンバーカードとICカードリーダーまたはマイナンバーカード読取対応のスマートフォンがあれば、e-Taxを利用して申告書を提出できます。また、事前に税務署でIDやパスワードを設定する手続きをしておけば、マイナンバーカードとICカードリーダーなどをお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。

国税庁確定申告書等作成コーナー▶

